

一般社団法人プラスケア定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人プラスケアと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を川崎市中原区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、がんなどの重大な疾病に罹患した患者とその家族を中心とする多くの一般市民に対して、それら疾病などによる精神的・社会的・実存的苦痛への支援、知識の普及啓発及び広報並びに地域医療・福祉に関する調査研究を行うことによって、地域社会の保健・医療又は福祉の増進と、公衆衛生の向上、地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。
この法人は、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) がんなどの重大な疾病に罹患した患者とその家族を中心とした一般市民に対する相談及び支援事業
- (2) がんなどの重大な疾病などに関する正しい知識の普及啓発及び広報事業
- (3) 一般市民の疾病予防・健康増進に資する事業
- (4) 地域医療・福祉に関する調査研究並びにその成果を発表する事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

これら事業については、神奈川県川崎市を中心とした日本国内において行うものとする。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第11条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員等の設置等)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第19条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務権限)

第21条 削除

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任され

た者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、無償とする。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第26条 当法人は、役員及び会計監査人の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、外部役員及び会計監査人との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金50万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問及び外部アドバイザー)

第27条 この法人は、理事及び監事のほか、顧問及び外部アドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問は、当法人に功労のあった者等の内から、理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 外部アドバイザーは、医療関係者又は有識者等の内から、理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。
- 4 顧問及び外部アドバイザーは、必要に応じこの法人の業務について意見を述べるができる。
- 5 顧問及び外部アドバイザーの任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会及を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 2 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 3 3 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 会員

(会員)

第 3 4 条 当法人は一般法人法上の社員とは別に会員を置く。会員は次の 2 種とする。

- (1) 一般会員 当法人の目的に賛同し入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 3 5 条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書を提出するものとする。その申込書が当法人に到達した時に、その者は当法人の会員となる。

(入会金及び会費)

第 3 6 条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 3 7 条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 3 8 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に社員総会の 1 週間前までに理由を附してその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 39 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由なく継続して 6 か月以上会費を滞納したとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) すべての社員が同意したとき。

(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 40 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員の資格を喪失した者が既に納入した会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

第 7 章 協議会

(協議会)

第 41 条 当法人は、理事、社員、顧問、監事、一般会員その他理事会が特に必要と定めた個人及び団体（以下「構成員」という。）からなる協議会を置く。

(役割)

第 42 条 協議会は、当法人の企画及び運営について構成員による自由闊達な意見を交換し、当法人の活動を通じて地域医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(開催地)

第43条 協議会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第44条 協議会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 協議会の招集通知は、会日より1か月までに各構成員に対して発する。

第8章 基金

(基金の拠出)

第45条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第46条 拠出された基金は、その拠出後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会が決定したところに従って行う。

第9章 計算

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第49条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第50条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(特別の利益の禁止)

第52条 当法人は、当法人の社員、役員若しくは使用人、基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若し

くは地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る)に贈与するものとする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第54条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年12月31日までとする。

(設立時の役員等)

第55条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 西智弘
設立時理事 芋川祐樹
設立時理事 濱田美智也
設立時監事 野田洋平

(設立時社員の氏名及び住所)

第56条 設立時社員の氏名及び住所は、設立に際して割り当てを受ける基金の額は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 川崎市中原区井田1丁目3番23号
氏名 西智弘
金30万円
2 住所 東京都目黒区南3丁目14番17号
氏名 芋川祐樹
金0円
3 住所 横浜市緑区東本郷4丁目29番32号ハイランドコート
B201号
氏名 濱田美智也
金0円

- 4 住所 川崎市中原区上小田中6丁目30番2号
氏名 武見綾子
金10万円
- 5 住所 川崎市中原区小杉町3丁目1301番エクスタワー武蔵
小杉3010号
氏名 野田洋平
金0円

(委任)

第57条 本規定に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。